

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課(室)

### 【告示】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法

(県例規集登載)

精神通院医療を担当する医療機関の指定の取消し

指定居宅介護支援の事業の廃止

### 【公告】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表

土地改良区清算人の退任届

土地改良事業施行認可申請の縦覧

土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

税務課

健康推進課

長寿社会課

循環型社会推進課

耕地課

”

都市計画課

## 目次

担当課(室)

岡山県告示第九十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法を次のように定める。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法

(趣旨)

第一条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号。以下「規則」という。)に基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の都道府県税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による県税の賦課徴収又は県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続に係る知事が適当と認める書類及び方法を定めるものとする。

(定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人識別事項 規則第一条第一項第二号に規定する個人識別事項をいう。
- 二 写真付身分証明書等 本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示の時に有効なものに限る。)をいう。
- 三 写真付公的書類 戦傷病者手帳その他の官公署から発行され、又は発給された本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示の時に有効なものに限る。)をいう。
- 四 税理士証票 税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第十二条に規定する税理士証票(提示の時に有効なものに限る。)をいう。
- 五 写真なし身分証明書等 本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示の時に有効なものに限る。)をいう。
- 六 地方税等の領収証書等 地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事

項の記載があるもの（提示の時に於いて領収日付又は発行年月日が六月以内のものに限る。）をいう。

七 写真なし公的書類 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他の官公署から発行され、又は発給された本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示の時に於いて有効なもの又は発行され、若しくは発給された日から六月以内のものに限る。）をいう。

八 本人交付用税務書類 地方税法に基づく特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。以下同じ。）が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるものをいう。

九 登記事項証明書等 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示の時に於いて有効なもの又は発行され、若しくは発給された日から六月以内のものに限る。）をいう。

十 法人に係る地方税等の領収証書等 地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示の時に於いて領収日付又は発行年月日が六月以内のものに限る。）をいう。

（適当と認める書類等）

第三条 規則の別表の第一欄に掲げる規定に定める同表の第二欄に掲げる書類及び方法は、それぞれ同表の第三欄に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
-----	-----	-----

平成28年2月19日 岡山県公報 第11762号

<p>第一条 第一項 第二号 口</p>	<p>第一条 第一項 第二号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カード（法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者（法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認めるもの</p>	<p>写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類</p>	<p>写真付身分証明書等 写真付公的書類 税理士証票 県が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類を使用して提出する場合における当該書類 県が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、県に対して、本人が提出する当該書類に係る手続の申告書、申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類</p>
----------------------------------	----------------------------	--	---	---	---

平成28年2月19日 岡山県公報 第11762号

	<p>された個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	
<p>第二条 第二号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真付身分証明書等 写真付公的書類 税理士証票</p>
<p>第三条 第一項 第六号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類 その他これに類する書類</p>	<p>県が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、県に対して、本人が提出する当該書類に係る手続の申告書、申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p>

平成28年2月19日 岡山県公報 第11762号

<p>第四条 第二号 口</p>	<p>官公署若しくは個人番号 利用事務等実施者から発 行され、若しくは発給さ れた書類その他これに類 する書類であつて個人番 号利用事務実施者が適当 と認めるもの（当該提供</p>	<p>個人番号カード又は通知カード 還付された個人番号カード又は還付された通 知カード 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一 号）第十二条第一項に規定する住民票の写し</p>
<p>第三条 第二項 第二号</p>	<p>官公署又は個人番号利用 事務等実施者から発行さ れ、又は発給された書類 その他これに類する書類 であつて個人番号利用事 務実施者が適当と認める もの</p>	<p>写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類</p>
	<p>であつて個人番号利用事 務実施者が適当と認める もの（個人番号の提供を 行う者の個人番号及び個 人識別事項の記載がある ものに限る。）</p>	<p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申 立書（提示の時に於いて作成した日から六月 以内のものに限る。） 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律の規定による通 知カード及び個人番号カード並びに情報提供 ネットワークシステムによる特定個人情報 提供等に関する省令（平成二十六年総務省令 第八十五号）第十五条の規定により還付され た通知カード（以下「還付された通知カード」 という。）又は同令第三十二条第一項の規定 により還付された個人番号カード（以下「還 付された個人番号カード」という。）</p>

<p>二 第四条 第二号</p>			
<p>個人番号利用事務実施者が 適当と認める方法</p>	<p>個人番号利用事務実施者が 適当と認める方法</p>	<p>を行う者の個人番号及び個人 識別事項が記載されているもの に限る。）</p>	
<p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他の 官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人 に対し一に限り発行され、又は発給された 書類その他これに類する書類であつて、個人 識別事項の記載があるものの提示（提示の時 において有効なものに限る。）若しくはその 写しの提出を受けること又は個人番号の提供 を行う者の使用に係る電子計算機による送信</p>	<p>県の使用に係る電子計算機と個人番号の提供 を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通 信回線で接続した電子情報処理組織を使用し て本人から提供を受ける方法（以下「個人番 号の提供を行う者の使用に係る電子計算機に よる送信」という。）</p>	<p>又は同項に規定する住民票記載事項証明書 （以下「住民票の写し又は住民票記載事項証 明書」という。）であつて、氏名、出生の年 月日、男女の別、住所及び個人番号が記載さ れたもの  官公署又は個人番号利用事務等実施者から発 行され、又は発給された書類で、個人番号及 び個人識別事項の記載があるもの  自身の個人番号に相違ない旨の本人による申 立書（提示の時に於いて作成した日から六月 以内のものに限る。）</p>	

<p>第六条 第一項 第三号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類</p>	<p>本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）</p>
<p>第七条 第一項 第二号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務</p>	<p>写真付身分証明書等 写真付公的書類 税理士証票</p>

平成28年2月19日 岡山県公報 第11762号

第七條 第二項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	の 実施者が適当と認めるもの	登記事項証明書等及び社員証その他の現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）
第九條 第一項 第二号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 写真なし公的書類 地方税等の領収証書等 本人交付用税務書類	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
第九條 第五項 第六号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申	

平成28年2月19日 岡山県公報 第11762号

	<p>務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>立書（提示の時に於いて作成した日から六月以内のものに限る。）</p> <p>還付された個人番号カード又は還付された通知カード</p>
<p>第十条 第一号</p>	<p>本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること。</p>
<p>第十条 第二号</p>	<p>代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他の官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示（提示の時に於いて有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信</p> <p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者（法</p>

<p>第十條 第三号 口</p>	<p>官公署若しくは個人番号 利用事務等実施者から発 行され、若しくは発給さ れた書類その他これに類</p>	<p>本人の個人番号カード又は通知カード 本人の還付された個人番号カード又は還付さ れた通知カード</p>	<p>第二条第十三項に規定する個人番号関係事務 実施者をいう。以下同じ。）の使用に係る電 子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に 係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織を使用して提供を受けるこ と。（登記事項証明書等については、過去に 当該法人から当該書類の提示等を受けている 場合には、当該書類の提示等に代えて過去に おいて提示等を受けた書類等を確認する方法 によることができる。）</p>	<p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限 る。）の社員等から個人番号の提供を受ける 場合には、法人に係る地方税等の領収証書等 及び社員証等の提示を受けること若しくはそ の写しの提出を受けること又は個人番号関係 事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番 号の提供を行う者の使用に係る電子計算機と を電気通信回線で接続した電子情報処理組織 を使用して提供を受けること。（法人に係る 地方税等の領収証書等については、過去に当 該法人から当該書類の提示等を受けている場 合には、当該書類の提示等に代えて過去にお いて提示等を受けた書類等を確認する方法に よることができる。）</p>
--------------------------	--	---	---	--

<p>する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>
<p>本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p>
<p>本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示の時に於いて作成した日から六月以内のものに限る。）</p>	<p>個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信</p>

岡山県告示第九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十八条第一項の規定によりその指定を取り消した。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を取り消した医療機関

名称

所在地

取消年月日

医療法人水島圭一内科医院

津山市沼五二・一〇

平成二十八年二月十九日

岡山県告示第九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きらめき居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県玉野市東紅陽台一・一九・二四八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社きらめきケアサービス

2 所在地

岡山県玉野市東紅陽台一・一九・二四八

三 廃止年月日

平成二十八年二月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇六五一

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔六四〕ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定により届出のあったポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況について、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公表する書類

平成二十六年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書及びその添付書類

二 公表の期間

平成二十八年二月十九日から平成二十九年二月十八日まで

三 公表の場所

各県民局地域政策部環境課（当該県民局関係分に限る。）

(六五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

一色土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名	住 所
榊形 章弘	津山市一色六七四
北本 尊俊	〃 〃 三三〇
尾川 直義	〃 〃 一三〇・一
林原 一郎	〃 〃 三四三
石原 聖康	〃 〃 八五八
筒塩 一将	〃 〃 八〇九

# 平成28年2月19日 岡山県公報 第11762号

〔六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 申請者

高崎土地改良区

## 二 地区名

汐廻沖農道（非補助土地改良（農道舗装）事業）

## 三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

## 四 縦覧の期間

平成二十八年二月十九日から同年三月十一日まで

## 五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

# 平成28年2月19日 岡山県公報 第11762号

〔六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 申請者

高崎土地改良区

## 二 地区名

宮川筋（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

## 三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

## 四 縦覧の期間

平成二十八年二月十九日から同年三月十一日まで

## 五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔六八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画（空港南産業団地地区計画）

二 都市計画の決定年月日

平成二十八年二月三日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市計画課において縦覧に供する。